第6期介護保険事業計画・第7次高齢者保健福祉計画の検証

第2回介護保険事業計画等推進委員会
平成29年8月28日（月）

章	基本目標	施策		事業	担当WG	現在の評価	今後の方向性
4章	目標1　生きがいづくりと介護予防の促進	1　生きがいづくりと社会参加の促進		①老人クラブ活動の促進	予防・支援	80	継続
				②敬老事業	予防・支援	100	継続
				③スポーツ・レクリエーションの振興	予防・支援	100	継続
				④就業等の支援	予防・支援	100	継続
				⑤ボランティア活動等への支援	予防・支援	100	継続
				⑥社会活動への参加の支援	予防・支援	100	拡大
		2　こころとからだの健康づくり		①特定健康診査・特定保健指導	―	80	継続
				②がん検診	―	100	継続
				③歯科検診・歯科保健指導	―	80	継続
				④健康教育	―	100	継続
				⑤健康相談	―	100	継続
				⑥訪問指導	―	100	継続
				⑦高齢者予防接種	―	100	継続
				⑧健康マイレージ事業	―	100	拡大
		3　介護予防の充実		①介護予防把握事業	予防・支援	60	修正
				②介護予防普及啓発事業	予防・支援	100	継続
				③地域介護予防活動支援事業	予防・支援	100	継続
				④介護予防事業評価事業	予防・支援	100	継続
				⑤地域リハビリテーション活動支援事業	予防・支援	100	継続
	目標2　安心して暮らせる環境の充実	1　地域包括支援センターの充実		①地域包括支援センターの運営・基盤整備	包括	80	拡大
				②総合相談支援事業	包括	100	継続
				③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	包括	100	継続
				④介護予防ケアマネジメント事業	包括	100	拡大
		2　在宅医療・介護連携の促進			予防・支援＋包括	80	拡大
		3　認知症施策の推進		①認知症サポーター養成	予防・支援	100	継続
				②認知症ケアパスの普及	予防・支援	100	継続
				③認知症初期集中支援チーム	予防・支援	80	拡大
				④認知症地域支援推進員	予防・支援	100	継続
				⑤認知症高齢者探知システム整備事業	予防・支援	60	修正
		4　生活支援サービスの基盤整備の推進	（1）生活支援	①訪問型サービス事業（従来の訪問介護相当のサービス）	予防・支援	100	継続
				②訪問型サービス事業（訪問型元気はつらつ教室）	予防・支援	100	継続
				③訪問型サービス事業（生活管理指導員派遣事業）	予防・支援	80	廃止
				④通所型サービス事業（従来の通所介護相当のサービス）	予防・支援	100	修正
				⑤通所型サービス事業（通所型元気はつらつ教室）	予防・支援	100	継続
				⑥通所型サービス事業（いきいきサロン）	予防・支援	100	継続
				⑦生活管理指導短期宿泊事業	予防・支援	100	継続
				⑧配食サービス事業	予防・支援	100	継続
				⑨移送サービス事業	予防・支援	100	継続
				⑩福祉用具・住宅改修支援事業	―	100	継続
			（2）見守り	①高齢者見守りネットワーク	包括	100	継続
				②緊急通報システム整備事業	予防・支援	100	継続
			（3）権利擁護	①権利擁護相談事業	包括	100	継続
				②権利擁護啓発事業	包括	100	継続
				③成年後見制度利用支援事業	予防・支援＋包括	100	継続
				④高齢者虐待防止事業	予防・支援＋包括	80	継続
				⑤老人保護措置事業	予防・支援	100	継続
			（4）家族介護支援	①在宅ねたきり老人等介護者手当支給事業	予防・支援	100	縮小
				②在宅介護高齢者おむつ給付事業	予防・支援	100	縮小
				③家族介護教室・家族介護者交流事業	包括	80	修正
				④障害者控除対象者認定	予防・支援	100	継続
		5　高齢者の居住安定に係る施策との連携			予防・支援＋包括	100	継続
		6　安心・安全対策			予防・支援＋包括	100	継続
6章	計画の推進に向けて	1　情報提供の充実			―	100	継続
		2　相談援助体制の整備			―	100	拡大
		3　介護サービス事業者等の調整・人材の確保と資質の向上			―	80	拡大
		4　地域の関係団体との連携			―	100	継続

	分野別平均得点
4章　目標1　1　生きがいづくりと社会参加の促進	96.7
4章　目標1　2　こころとからだの健康づくり	95.0
4章　目標1　3　介護予防の充実	92.0
4章　目標2　1　地域包括支援センターの充実	95.0
4章　目標2　2　在宅医療・介護連携の促進	80.0
4章　目標2　3　認知症施策の推進	88.0
4章　目標2　4　生活支援サービスの基盤整備の推進	97.1
4章　目標2　5　高齢者の居住安定に係る施策との連携	100.0
4章　目標2　6　安心・安全対策	100.0
6章　計画の推進に向けて	95.0
全体平均得点	93.9

評価

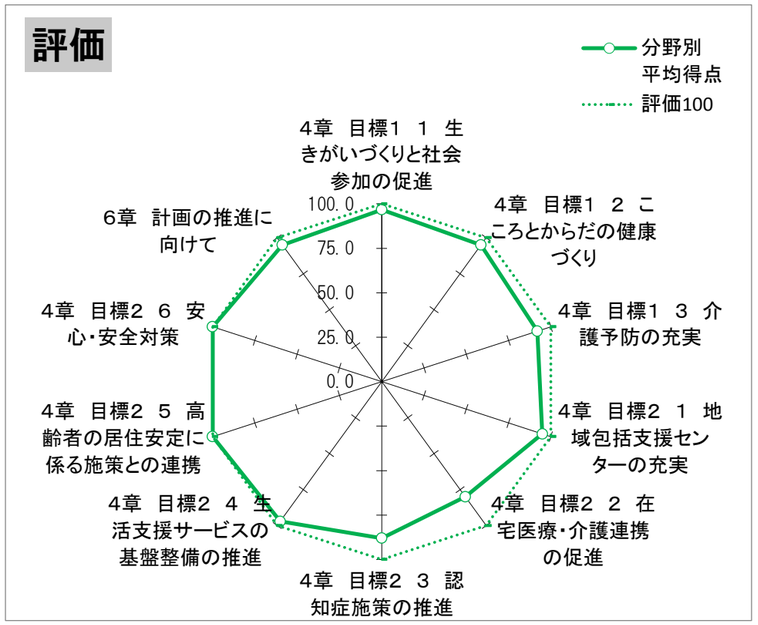

評価の考え方

事業の評価については、計画した事業の達成度により行っています。
事業計画に記載した内容が実施できていれば「100」とし、未実施の内容がある場合に、その内容の度合いで「80」「60」「40」「20」で達成度を判断し評価としています。

第6期介護保険事業計画・第7次高齢者保健福祉計画の検証

章	基本目標	施策	事業	現在の評価	今後の方向性	今後の方向性
	目標１生きがいづくりと介護予防の促進	１生きがいづくりと社会参加の促進	①老人クラブ活動の促進	80	継続	介護予防の観点から、今日の用事と今日の行くところを持つことはとても重要であることから、老人クラブ自体の活動は縮小を続けていますが、高齢者活動の１つの選択肢となり続けていることが評価できます。 なお、他の高齢者団体への加入の働きかけや、連合会主催イベントへの招待などは継続して行っています。
			②敬老事業	100	継続	敬老会の開催方法につき、H27年度にアンケートをとり、その結果をH28年度の実施に反映しています。また、今後の開催につき問題となる高齢化率については、H29年度の連合自治会への事業説明の中で、人口ピラミッドなどを示しながら、今後検討が必要となる旨の説明をしています。
			③スポーツ・レクリエーションの振興	100	継続	ことぶき講座は大変な人気講座で、毎年定員以上の申込みがされます 今年度、積極的にスポーツに取組んで頂くため、主催：教育委員会企画・協力：アプロス菊川による「シニアのための健康体操教室」を３箇所５回の教室を開催しました。教室ではロコモ予防のためのきくがわ体操や、スポーツ吹き矢、リアル野球盤、トランポウォークなどを行いました。
			④就業等の支援	100	継続	シルバー人材センターの就労率は景気動向により変化し、また平成28年度には、派遣から直接雇用への変更があり、大きな登録人数の減少がありました。 なお、就業率に貢献するために、H29年度より介護予防・日常生活支援総合事業のサービスへの参入をしました。
			⑤ボランティア活動等への支援	100	継続	菊川市ボランティア活動支援センター（社会教育課）、市民協働センター、社協のボランティアセンターとの打合せ会を行い、情報交換や今後の協力体制などについて話し合いを行いました。 まず、菊川市教育委員会が設置しているのが、「菊川市ボランティア活動支援センター」で、小、中、高校生のボランティア活動の調整を行っています。 次に、菊川市地域支援課が市民活動の活性化と市民協働の推進を目指し設置したのが、「菊川市市民協働センター」です。市民活動団体（地域づくり団体含）や企業、行政等をつなぐ中間支援センターとして市民の活動をサポートしています。 そして、「社会福祉協議会ボランティアセンター」は、ボランティア活動の一層の推進を図り、地域住民の地域福祉への参加を進めるため、広報啓発から相談、連絡調整をおこなっています。 それぞれのセンターが繋がりを持ちながら、ボランティア活動・ボランティア育成活動を支えています。また、長寿介護課においても、地域での介護予防活動のボランティア養成を始めました。
			⑥社会活動への参加の支援	100	拡大	平成29年度からは、生活支援コーディネーター業務を社会福祉協議会に委託し、地域における助け合い活動や、多様な担い手による新しいサービス等の創出など、高齢者を支援するインフォーマルな活動を地域に広めていくための事業を開始しました。併せて身近な地域で高齢者が活躍できる場についても、協議体の中で検討していきます。
		２こころとからだの健康づくり	①特定健康診査・特定保健指導	80	継続	ライフスタイルの多様化により、食生活の乱れや運動不足などが起こり生活習慣病に罹患するリスクが高くなっています。そのため、若い頃より健診（検診）受診により自分の健康状態を把握し、健康管理する意識付けが必要です。市独自で30代の生活習慣病健診を、40歳から74歳では、国民健康保険被保健者に対して、特定健康診査及び特定保健指導を実施します。また、健診（検診）結果を正しく理解し、結果に合わせた生活習慣の改善や受診ができるよう知識の普及と情報提供に努めます。 特定保健指導としての結果説明会の参加率を良くするために、架電して参加勧奨しました。また、内容についても、運動に特化した教室を開催するように改善しました。 ただ、６か月という支援期間の中で、途中で脱落してしまう人もおり、実施方法の工夫が必要です。
			②がん検診	100	継続	がんは生活習慣病のひとつと言われています。がんによる死亡者はこのところ１位となっており、当市においても約３割の者ががんで亡くなっています。そのうち、検診を実施している部位だった者は約５割でした。がんによる死亡者数を減少させるためには、正しい食生活や適度な運動、規則正しい生活等の生活習慣病予防と、がん検診受診率を向上させることが重要です。 がん検診の受診率は、胃がん検診以外は、すこやかプランの目標値を越えていました。 受診率向上のために、40歳女性、50歳・60歳の年齢に限定して勧奨通知を出したり、がん検診と特定健診が同日に受診できる総合検診を土・日に実施したり、乳がん・子宮がん検診については、医療機関でも受診できる個別健診を実施し、利便性を図ります。
			③歯科検診・歯科保健指導	80	継続	生涯にわたって自分の口から食べるためには、喪失歯の減少や嚥下機能などの口腔機能の維持を図ることが必要です。そのために、ライフステージに応じた歯の手入れの方法を周知すると共に、かかりつけ歯科医による年１回以上の歯科健診が必要です。市では、40･50･60･70歳の者を対象に歯周病健診を実施しています。歯周病健診受診率は、低迷しています。H27年度の「すこやかプラン」のアンケート調査で、「年１回以上歯科検診を受けた人の割合」は32.5%で、前回調査49.6%を下回ってしまいました。 また、８０２０運動（80歳になっても20本以上の歯を保つ）やオーラルフレイル（歯の虚弱）予防、歯周病と生活習慣病の関連についての知識の普及を、健康づくり推進委員会の協力を得ながら図っていく必要があります。
			④健康教育	100	継続	生活習慣病予防のための正しい知識普及のために、各種健康教育を実施します。 各種団体や自治会等からの依頼により、バランスの良い食生活や寝たきり予防のためのロコモティブシンドローム、罹患率の高い糖尿病予防等をテーマにした出前行政講座や教室などを実施します。 重症化予防のための糖尿病予防教室について、H29は開催します。
			⑤健康相談	100	継続	心身の健康に関する個別相談に応じて必要な指導や助言を行うよう、定例の健康相談を設けて実施しています。特に高血圧や糖尿病・脂質異常症等は、重点課題として位置づけています。 健康相談は、特定健診や30代生活習慣病健診等の事後指導の場ともなり、生活習慣病予防の機会となっています。また、電話や窓口でも随時相談に応じています。 健康相談利用者数が減少しています。利用しやすい内容や日程等の改善が必要です。
			⑥訪問指導	100	継続	生活習慣病、重症化予防のため、健診（検診）結果を踏まえた生活習慣の改善や早期医療機関受診等の啓発が必要です。 そのために、特定健康診査受診者等で保健指導が必要であると認められた者やその家族等に対して、保健師・栄養士が訪問し、必要な指導を行います。ただ、現在は特定健診要医療未受診者等の訪問が主となっていますが、対象者の選定や訪問する基準についての検討が必要です。
			⑦高齢者予防接種	100	継続	当市において、肺炎で死亡した者は、平成27年5.1%となっています。 高齢者肺炎球菌予防接種は、平成26年10月から定期化され、当市では対象者の約4割が接種しています。また、インフルエンザ予防接種は、約６割が実施しています。 高齢者は免疫力が低下しているため、肺炎を併発しやすく、重症化しやすくなっていますので、今後も予防接種勧奨を実施していきます。

第6期介護保険事業計画・第7次高齢者保健福祉計画の検証

章	基本目標	施策	事業	現在の評価	今後の方向性	今後の方向性
			⑧健康マイレージ事業	100	拡大	ロコモティブシンドロームを予防し健康寿命の延伸を図るため、平成27年度から県で推奨している健康マイレージ事業を開始しました。 これは、日々の運動や食事などの目標を達成できた場合や、健診の受診・健康に関する講座やイベントなどに参加することでポイントを集め、一定のポイントを貯めた人が、特典を受けられる制度のことです。 必須ポイントを貯めやすくしたため、ポイント達成者は前年度より増加しました。 課題としては、若年層の者と男性の参加者が少ないこと、周知度が低いことです。 内容等改善して、継続して取り組み、健診受診者や社会参加する人、運動する人、野菜を１皿以上食べる人等を増加していきます。
		３介護予防の充実	①介護予防把握事業	60	修正	高齢者の相談・訪問・健康教育等の場において基本チェックリスト等を活用し、介護予防の必要性を把握し、必要な方には教室参加の誘い等を行っています。 対象者の適切な把握が必要であるので、訪問活動等に加え、関係機関との連携をさらに密にしながら、対象者の把握に努めます。
			②介護予防普及啓発事業	100	継続	介護予防教室の実施回数は増加しています。これは、出前行政講座のテーマ数や内容、標題を市民に取り入れやすい内容に変更し、PR活動を行った結果である。また、地域介護予防活動支援事業として介護予防ボランティアの養成を行っているがその養成したボランティアの実践の場として教室を開催したことから教室開催数が増加しています。
			③地域介護予防活動支援事業	100	継続	健康体操や認知症予防の取り組みを地域で行っていけるよう、介護予防サポーター（ボランティア）の養成を行っています。平成28年度から、地域で教室を実施できるボランティアの養成を開始し、講座修了者が地域での自主活動に取り組んでいます。認知症予防では１か所で継続した教室が実施されており、認知症予防と運動を取り入れた教室が１か所、運動の教室が３か所小規模ながら独自活動を始めています。（平成29年６月末現在） 運動の講座修了者には定例会を開催し情報交換や研修等を実施しています。 課題としては新たな講座参加者の確保と自主活動を新たに始めることへ困難さがあります。課題を解決するために、普及啓発をさらに充実し、地域活動の大切さを伝えていく必要があります。
			④介護予防事業評価事業	100	継続	事業ごとに事業評価を行い、事業内容の修正等を適宜行っています。
			⑤地域リハビリテーション活動支援事業	100	継続	地域ケア会議、地域ケア実務検討会のそれぞれに平成26年度から菊川市立総合病院のリハビリテーション専門職に出席いただいています。地域サロン等へも菊川市立総合病院の理学療法士を派遣し、様々な場で相談や専門職としての意見をいただき関わってもらっています。今後も、介護予防における自立支援と要介護状態の重症化予防のために協力して取り汲んでいきます。
		１地域包括支援センターの充実	①地域包括支援センターの運営・基盤整備	80	拡大	地域包括支援センターに必要な専門職（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー）については、人事担当課との話し合いも行いながら人材確保に努めましたが、安定した人員確保ができていません。 ブランチについては、毎年委託先や委託方法も検討し、平成28年度に相談員１人を増員し、体制強化を図りました。 地域包括支援センター運営協議会は、菊川市介護保険事業計画等推進委員会等の会議と同時開催で行い、地域包括支援センター業務の実績報告やブランチ業務、人員配置についての報告を行いました。 現状、市直営の地域包括支援センターでは専門職の確保が難しい状況であり、また、生活圏域に即した対応や今後も増加する介護予防に関するケアマネジメントに対応していくためには、委託の地域包括支援センターやブランチを増設していく必要性が高いと考えます。そのため地域包括支援センターの設置箇所数や運営方法、適正な運営のための評価方法を検討していく必要があります。
			②総合相談支援事業	100	継続	総合相談支援事業について、地域包括支援センター及びブランチが受ける相談件数は年々増加しています。相談内容は、介護保険や介護予防に関すること、日常生活や健康・医療に関することが多数ですが、成年後見制度や消費者被害といった権利擁護に関する相談も増え、内容も複雑化しています。 増加、複雑化する相談に対応するため、平成28年度にブランチの職員を１人増加し相談体制の充実を図り、関係者や関係機関・団体等とも連携し相談業務を行いました。 また、早期発見、早期対応につながるよう、広報菊川やブランチだよりでの情報発信や出前行政講座での紹介の他、地域包括支援センターの電話番号を記載したポケットティッシュを作成・配布し、周知を行いました。 今後も高齢者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、また、困っている高齢者やその家族が早期に相談機関へつながるよう、「高齢者なんでも相談窓口」として、地域包括支援センター及びブランチの周知活動を続けていきます。
			③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	100	継続	ケアマネジャーや民生委員児童委員、医師や介護保険サービス事業所等の関係機関とは、会議や日ごろの相談を通じ、連携を図るとともに支援を行っています。 ケアマネジャーに対しては、資質向上や情報提供を目的としたケアマネジャー連絡会を開催しました。平成29年度からは、ケアマネジャー研修会と名称を変更しますが、資質向上やネットワークづくり、ケアマネジメントに対する支援等を目的に継続して実施をしていきます。 また、市内在勤･在住の介護支援専門員有資格者で構成される菊川市ケアマネジャー協議会においては、地域包括支援センターが事務局となり、その活動を支援しています。役員会、防災部会、学習部会に加え、平成29年度には主任ケアマネジャー部会が発足しました。協議会としての活動スローガンを掲げ、全体会だけでなく、それぞれの部会の目的に沿った活動が活発に行われています。 地域ケア会議においては、地域包括ケアシステムを推進していくにあたり、平成28年度に要綱改正を行い、歯科医師及び薬剤師代表等を新たに委嘱し、地域の医療・介護連携について話し合いを行いました。 また、地域ケア実務検討会においては、ケアマネジャー等から挙げられた困難事例について検討し、個別支援を行うと共に、今まで検討した事例をまとめる等して地域の課題を抽出し、地域ケア会議へ報告を行いました。 民生委員児童委員に対しては、定例会を活用し情報提供等を実施しました。 地域包括ケアシステムの深化・推進のための重点取り組みの一つに地域ケア会議の推進（地域ケア会議を活用した地域課題の把握、発見した社会資源の活用などの具体化・明確化）が挙げられているため、ケアマネジャーや民生委員児童委員等、多職種連携を通じながら取り組みを進めていく必要があります。
			④介護予防ケアマネジメント事業	100	拡大	平成29年４月から新しい介護予防・生活支援サービス事業が開始され、市民にとってより簡潔な手続きで介護予防サービスが利用できるようになり、介護予防プラン作成数が増加しています。 具体的には、一次予防事業（いきいきサロン）や生活管理指導員派遣事業を利用していた人が総合事業にサービスを移行した人、窓口相談にてチェックリストを実施した結果、総合事業対象者に該当しサービス利用につなげた人、介護保険申請をしたが非該当になった人、二次予防事業として実施していた元気はつらつ教室等の新制度を利用してサービス利用に至る人が、４月は９件、５月は28件あり、今後も増加が見込まれます。 平成29年度には、プランナーとしての臨時職員（週２日勤務）を雇用しましたが、今後増加が見込まれるプラン作成に対応する職員の確保が必要となってきます。 また、自立支援及び重度化防止に向けたケアマネジメントの必要性が高まっているため、対象者の一人ひとりの状況を適切に把握し、インフォーマルサービスや多職種連携を活用しながら、介護予防に向けた支援をしていくことがますます重要になります。 介護予防マネジメントを委託するケースも多いことから、ケアマネジャーへの支援・指導も引き続き行っていきます。

第6期介護保険事業計画・第7次高齢者保健福祉計画の検証

章	基本目標	施策		事業	現在の評価	今後の方向性	今後の方向性
４章	目標２安心して暮らせる環境の充実	２在宅医療・介護連携の促進			80	拡大	【高齢者福祉係】 資源把握をし、小笠医師会が雇用している在宅医療推進員と情報交換を行いました。 小笠医師会が主催する研修会への参加の外に、菊川総合病院や家庭医療センター、包括で研修会の実施をしています。 介護予防教室や出前行政講座などで啓発を行っています。また「地域医療を守る会」でも、啓発用の冊子を作成し、配布をしています。 総合病院とは、庁内会議の外、病院において長寿介護課との会議を開催し、認知症施策などについて打合せを行っています。 介護保健サービス事業者とは、事業所連絡会や新総合事業説明会などで情報交換。 認知症施策においては、総合病院及び地元医師会との連携を始めたが、今後、看取りを含めた体制の構築につき検討を開始します。 平成30年４月からは、在宅医療・介護連携コーディネーターの配置をしなくてはなりません。 【包括支援係】 三師会や主任ケアマネジャー、地域医療を守る会の協力も得ながら、平成28年度の地域ケア会議にて、地域の医療に関する情報を収集し、一覧表の作成を行いました。また、介護サービスについては、介護保険制度に関するパンフレットを作成し、各戸配布を行いました。 市民への普及啓発については、地域医療を守る会の会合やイベントを通じ実施しました。 また、医師会や県が開催する研修会へ積極的に参加したり、医師会で雇用している在宅医療推進員との意見交換を行ったり、情報共有や情報交換を行いました。 平成30年4月に向けて実施すべく事業について、関係機関との調整を図りながら、今後も実施していく必要があります。
		３認知症施策の推進		①認知症サポーター養成	100	継続	認知症サポーター養成講座を開催するキャラバンメイトの養成講座を平成27年度に当市で開催し、キャラバンメイト数が21人増加したことから現在は40人が登録し活動を行っている。それに伴い、キャラバンメイト連絡会の回数を今までの２回から４回に増やし、スキルアップ研修会も開催し、徐々に活動を充実させることが出来ている。
				②認知症ケアパスの普及	100	継続	平成27年10月に、現状の市のサービスと市内の医療機関の対応状況を調査し掲載した認知症安心ガイドブック（認知症ケアパス）を作成した。内容については、随時更新を行っている。 認知症サポーター養成講座受講者、各地区センター、見守り事業所、民生委員、来初相談者等に配布を行っている。
				③認知症初期集中支援チーム	80	拡大	平成29年菊川市告示第37号により菊川市認知症総合支援事業実施要綱を制定し、菊川市における認知症初期集中支援チームについて検討するために、平成29年５月に菊川市認知症初期集中支援チーム検討委員会を立ち上げて協議を進めています。
				④認知症地域支援推進員	100	継続	市保健師２名とブランチ相談員１名が認知症地域支援推進員研修を受講しており、平成29年菊川市告示第37号により菊川市認知症総合支援事業実施要綱を制定し、平成29年４月から認知症地域支援推進員を３名配置している。 また、今年度より認知症カフェを始めました。相談の場と居場所づくり及び正しい理解を広めるための事業です。
				⑤認知症高齢者探知システム整備事業	60	修正	選定しているシステムの利用は進みませんが、実際には既に携帯電話等で導入しているとか、携帯電話を持っていることから追加契約を行うという例もあります。この事業自体は、導入金額にためらいを感じる世帯へのアプローチとなっていると考えています。 今後については、様々な機器等について、検討をする必要があると考えています。
		４生活支援サービスの基盤整備の推進	（１）生活支援	①訪問型サービス事業（従来の訪問介護相当のサービス）	100	継続	H28年度に制度移行に伴う作業を行い、問題なく移行ができました。
				②訪問型サービス事業（訪問型元気はつらつ教室）	100	継続	日常生活動作に支障があり通所型の事業に参加できない方に実施しています。対象者はサービス利用に消極的な方になるため、事業につなげることは難しいところもありますが、実施できる体制を確保しています。
				③訪問型サービス事業（生活管理指導員派遣事業）	80	廃止	新しい総合事業が始まり、生活支援を目的としたサービスが他に２つあることから、この事業の在り方について引き続き検討をしていきます。
				④通所型サービス事業（従来の通所介護相当のサービス）	100	修正	H28年度に制度移行に伴う作業を行い、従来部分については、問題なく移行ができました。今後、事業所とサービスAについての協議を進めて行く必要があります。
				⑤通所型サービス事業（通所型元気はつらつ教室）	100	継続	平成29年から通所型元気はつらつ教室の委託先を変更し、リハビリテーション専門職が実施する教室として開催している。教室の効果をみながら委託先や実施方法等の内容を検討していきたい。現在は、運動機能の向上が主の教室を実施しているが、介護予防のサービスとして有効性のあるものについても実施検討を行いたい。
				⑥通所型サービス事業（いきいきサロン）	100	継続	いきいきサロンは、基本チェックリストを実施し、社会的孤立やうつ等を予防する必要があると判断された方を対象としています。平成29年４月から新しい総合事業が始まり、通所サービスとしてデイサービスも選択肢の一つとして考えられるようになったため、早期に適切な介護予防に取り組めるよう利用者のサポートに努めます。
				⑦生活管理指導短期宿泊事業	100	継続	利用にはつながっていないが、相談にみえられる方もおり、今後高齢者が増加していく中で、利用者は増加していくことが見込まれます。
				⑧配食サービス事業	100	継続	配達事業所が増え、メニューについても選択肢が増えたことから、利用者が増加しています。今後も増加していくことが見込まれるため、適切な事業実施に努めます。
				⑨移送サービス事業	100	継続	介護予防事業会場への送迎については、いきいきサロン利用者の増加に伴い、移送サービスについても利用が増加しています。 移送サービス対象外の人については、福祉車両の貸出しの他、福祉有償運送の利用も勧めています。
				⑩福祉用具・住宅改修支援事業	100	継続	引き続き、制度利用の周知や、適切な事業実施に努めます。
			（２）見守り	①高齢者見守りネットワーク	100	継続	平成28年度末時点で市内外313箇所が見守り事業所として登録されており、日ごろの高齢者見守り活動について協力をお願いしています。高齢者なんでも相談窓口としての地域包括支援センター及びブランチのちらし設置のほか、日々の業務の中で病状や生活などが気になる高齢者やその家族に対し、地域包括支援センターの紹介や相談の勧めをお願いしています。また、高齢者見守り情報「みんなの目」を年４回発行し、協力事業所へ配布しています。 平成28年度には見守り活動についての市民への周知と協力事業所に見守り意識を高めてもらうことを目的に、きくのんをあしらった「高齢者見守りステッカー」を作成しました。313箇所の事業所のうち301箇所から掲示協力を得ることができました。 また、高齢者なんでも相談窓口の周知を目的としたポケットティッシュも作成し、ステッカーと併せて事業所への設置を依頼するとともに、相談窓口や訪問活動を通じて配布しています。 見守り事業所の登録件数は、廃業等で減少した年もありますが、新規事業所の登録もあったため、ほぼ横ばいとなっています。 相談件数については、平成27年度までと平成28年度からの集計方法が異なるため、単純な比較は出来ませんが、平成28年度は延べ353件の相談があり増加傾向にあります。 今後も更に見守りに対する意識が高まるよう、また、早期に相談につないでもらうことが増えるよう、定期的な高齢者に関する情報発信や、窓口の周知及び啓発活動、研修会への呼びかけ等を行っていきます。
				②緊急通報システム整備事業	100	継続	家族が遠方に住んでいる人や登録できる連絡先がなく利用に踏み切れない方もいるため、引き続き通報先について検討していきます。また、高齢者用などの携帯電話の普及に伴い、機器についても検討していく必要があります。

第6期介護保険事業計画・第7次高齢者保健福祉計画の検証

章	基本目標	施策		事業	現在の評価	今後の方向性	今後の方向性
			（３）権利擁護	①権利擁護相談事業	100	継続	高齢者人口の増加や世帯状況、生活環境の変化に伴い、権利擁護に関する相談件数も増加し、複雑な内容の相談も増えています。 市内の介護支援専門員、介護施設及び通所施設職員、民生委員児童委員、高齢者見守り事業所を対象に高齢者虐待や成年後見制度をテーマとした権利擁護に関する研修会を年１回行っています。 高齢者虐待については、処遇困難な事例が多く、本人や家族の理解や協力が得られにくいこともありますが、関係機関と協力して迅速な対応をしています。 虐待以外の困難事例については、高齢者分野のみの課題だけではなく、障がいや生活困窮、親族間との希薄化等、様々な課題が重なっていることが多いため、介護支援専門員等の専門職だけでなく、民生委員児童委員、地域住民の協力も得て、見守り等を行うするとともに、他の福祉分野の相談機関や医療機関、警察等とも連携を図り、介護保険サービス以外の適切な福祉サービス等の制度につなげる等の支援を行っています。 消費者被害に関しては、市消費生活センターと連携を図り、早期の相談対応に努めています。 また、専門職としてのスキルアップを図るために、掛川市地域包括支援センターの社会福祉士が中心となって開催している会議に菊川市も参加し、地域での見守り活動に関する情報交換や、相談業務等で使用するマニュアルや様式について検討するなど、他の地域包括支援センターと交流し連携を深めています。 今後も、地域での見守り支援が可能なネットワークを構築し、生活を支えるために必要なサービスや支援につなげることができるよう、様々な地域資源や関係機関・団体等とも連携を深めるとともに、利用者との関係作りを意識し、高齢者が安心して生活できるための環境作りに努めていきます。
				②権利擁護啓発事業	100	継続	平成28年度に高齢者虐待に関する研修会を市内のケアマネジャー、介護施設及び通所施設職員、民生委員児童委員、高齢者見守り事業所に対して行いました。高齢者虐待防止におけるそれぞれの立場での役割や視点についての解説や、グループワークを通じて虐待への認識や感覚の個人差があることを実感してもらい、参加者の事後アンケートからも、研修に対する満足度は約84%との高評価を得ることができました。 消費者被害については、消費生活センター（市商工観光課）を中心に地域包括支援センターと福祉課で連携を図り、高齢者や障がい者への消費者被害への予防と注意喚起を促すネットワーク「菊川市見守りネット」を構築しています。司法書士等を講師に招き、消費者被害や成年後見制度等についての講演会も毎年行っており、菊川市ゆるキャラ・きくのんと一緒に消費者被害に関する寸劇を行うなど参加者に対し啓発を行っています。 今後もケアマネジャーや民生委員児童委員、見守り事業所等、関係機関に対し、権利擁護に関する研修会の開催や、消費者被害に関する啓発活動を続け、早期発見、円滑に対応できる体制を構築していく必要があります。
				③成年後見制度利用支援事業	100	継続	【高齢者福祉係】 市長申し立てについては、最終的に家族による解決が図られたため、行わなかったケースがありました。 【包括支援係】 成年後見制度の活用に関しては、地域包括支援センターの社会福祉士を中心に、制度利用に関する判断や利用が必要な場合の申し立て支援、診断書の作成や鑑定に関する医療機関との連携、弁護士会、リーガルサポート（司法書士会）、権利擁護センターぱあとなあ（社会福祉士会）等との連携を図っています。 成年後見制度利用支援事業については、ケアマネジャー、民生委員児童委員、高齢者見守り事業所を対象に研修会や出前行政講座において、内容の周知を行うことが必要であると考えます。 成年後見制度の利用支援においては、行政だけではなく、親族やケアマネジャー、医療機関や専門職団体等、多職種間における連携を図り、迅速かつ適切な対応に努めていく必要があります。 市長申立については、毎年1人程度を見込んでいましたが、平成27年度及び平成28年度は実績がありませんでした。
				④高齢者虐待防止事業	80	継続	【高齢者福祉係】 包括支援センター等に虐待の通報があったときは、虐待コアメンバー会議を開催し、対応方法や支援の方向性について検討しています。また、支援を実施している事例については月に１度の定例会議を開催し、支援の進捗管理や評価、支援計画の作成等を行っています。平成28年度には菊川市権利擁護推進研修会で高齢者虐待についての講義を市内の介護支援専門員、介護・通所施設職員、民生・児童委員、高齢者見守り協力機関等に行いました。 また、虐待対応の手順について確認しフロー図の作成と帳票の見直しを行いました。今後も継続して早期発見・対応、啓発にも努めていきます。 【包括支援係】 平成25年度から虐待対応コアメンバー会議を定例化して実施しており、平成28年度からは新規事例があった場合や状況が大きく変わる場合は随時開催し、施設入所やサービス内容の検討を行い、早期対応や見守りの強化をしています。月ごとの対応状況等の報告は、高齢者福祉係及び地域包括支援センター職員による虐待対応会議で確認しています。 また、平成28年度に、虐待対応フローと事例対応様式の変更を行いました。 ケアマネジャーや民生委員児童委員等の関係機関に対しての周知や啓発を行うことはできましたが、市民に対しての啓発がまだ不足していると考えます。 今後も、迅速で適切な対応をするとともに、市民への啓発活動、関係者の資質向上のための研修、関係機関との連携強化を図っていきます。
				⑤老人保護措置事業	100	継続	相談は数件あっても、介護保険サービスや軽費老人ホームで対応できるケースも多いため、今後も本人や扶養義務者等の身体状況、経済状況等について確認し、適切な事業実施に努めていきます。
			（４）家族介護支援	①在宅ねたきり老人等介護者手当支給事業	100	縮小	在宅サービスを利用している場合には、支援が既に入っているという国の考えから、平成29年４月から、地域支援事業で行うことができなくなったことに伴い、市では福祉事業として継続するために、支給金額を3,000円に変更し実施しています。 今後、この事業の在り方について、検討していく必要があります。
				②在宅介護高齢者おむつ給付事業	100	縮小	利用者は減少傾向にあります。この事業についても、地域支援事業の実施要綱の中で、今後引き続き行う事業としていないことから、あり方について検討する必要があります。
				③家族介護教室・家族介護者交流事業	80	修正	介護者のつどいでは、介護家族向けの認知症の講演会や排せつ介護に関する教室を開催しました。 平成28年度に実施した高齢者実態調査から、介護者の不安に感じる介護の上位に認知症への対応と排泄への対応が挙がっているため、これらを反映しながら今後も継続して介護知識の普及活動を実施していく必要があると考えます。 介護なんでもおしゃべり会では、介護者がお互いの悩みを相談したり情報交換したりする場として、平成27年度から開催しています。 ボランティア組織の育成までできていませんが、平成29年度からは、主任ケアマネジャーの協力を得て参加者の介護に対する相談の対応をしています。 単なる情報交換の場ではなく、介護者の精神的な負担の軽減や介護者同士で問題を解決する力を養っていくことができるよう、おしゃべり会の運営方法を検討すると共に、参加者増加のための周知が必要と考えます。 介護マークについては、介護者のつどいや認知症サポーター養成講座等を通じ、周知を図っています。
				④障害者控除対象者認定	100	継続	引き続き、制度利用の周知や、適切な事業実施に努めます。

第6期介護保険事業計画・第7次高齢者保健福祉計画の検証

章	基本目標	施策	事業	現在の評価	今後の方向性	今後の方向性
		５高齢者の居住安定に係る施策との連携		100	継続	【高齢者福祉係】 地域包括ケアシステム推進会議には、住宅施策担当課も参加しており、公営住宅において高齢者世帯の上階から下層階への住み替えや下層階への優先入居などの協力体制を得ている。 【包括支援係】 地域包括支援センターとしては、サービス付き高齢者向け住宅の登録情報を把握し、居宅介護支援事業所にもまとめた情報を年２回発信していいます。 その他、有料老人ホーム等の情報、「住まいづくり支援ガイド」や「高齢者対応住宅相談員登録名簿」などを活用したり、市の住宅施策担当課とも連携したりしながら、居住の場に不安を抱える高齢者からの相談に対応しています。
		６安心・安全対策		100	継続	【高齢者福祉係】 地域支援課において、交通安全教室等の実施をしています。 危機管理課において、自治会における防災対策のための台帳整備等や防災計画等の策定を行っています。 【包括支援係】 地域包括支援センターとしては、警察や消費生活センター、高齢者見守り事業所、警察、民生委員児童委員、ケアマネジャー等の関係機関と連携を図りながら、高齢者の交通安全、消費生活、災害等に対し、相談や取り組みを実施しています。 具体的には、高齢者の運転に関しては、認知症高齢者に対する運転免許返納に対する相談や個別支援を行ったり、ケアマネジャー等に対し、道路交通法改正に伴う警察署からの講話を実施したりしています。 災害については、菊川市ケアマネジャー協議会にて、介護保険サービス事業所との検討会や災害時伝達訓練を行うなど、特に支援が必要な高齢者に対しての対策を市役所関係課とも連携を図りながら、検討を重ねています。 消費生活については、消費生活センターと連携を図りながら、市民からの相談対応を実施したり、や高齢者見守り事業所やケアマネジャーに対し、研修会の場を提供したりしています。
６章	計画の推進に向けて	１情報提供の充実		100	継続	広報菊川やホームページ、社協だよりなどの機関紙、菊川市「暮らしの便利調」を用いて普及啓発を図りました。 また、パンフレットや事業に係るチラシ（「あんしん介護保険」、みんなの目、ブランチだより、高齢者なんでも相談窓口、介護者のつどい、なんでもおしゃべり会、脳力アップ応援隊、筋力アップ応援隊、またきてカフェ、わんわんパトロール隊、認知症安心ガイドブック）を、事業所連絡会やケアマネ協議会、出前行政講座、民生委員児童委員や保健師の訪問時など、様々な機会に配布し情報提供を行いました。
		２相談援助体制の整備		100	拡大	地域包括支援センター及びブランチにおいて「高齢者なんでも相談窓口」として相談を受けました。 また、市役所及び総合保健福祉センターの関係部署と連携し迅速に対応しました。 地域包括支援センター及びブランチに寄せられる相談件数も増加してきており、相談援助体制の見直しが今後の課題と思われます。
		３介護サービス事業者等の調整・人材の確保と資質の向上		80	拡大	地域包括支援センターの人員については、社会福祉士１名（嘱託職員）及びブランチの相談員１名、主任ケアマネ兼保健師（臨時職員）は増員することが出来ました。しかし、保健師（正職員）１名が減となりました。 ケアマネジャー連絡会及び主任ケアマネジャー会議を開催し活動を支援することができました。 また、事業所連絡会を開催し市内の介護事業所との情報連携や資質向上を図る体制整備に取り組みました。 ただし、各事業所に、ケアマネジャー及び看護師、介護福祉士の確保を要請することは出来ませんでした。
		４地域の関係団体との連携		100	継続	高齢者を取り巻く地域の関係団体として、医師会、歯科医師会、薬剤師会、市立菊川総合病院、ケアマネジャー協議会、社会福祉協議会、民生委員児童委員、菊川市連合自治会、菊川市老人クラブ連合会、市内介護保険事業所等に、地域ケア会議や事業計画推進委員会等各種会議へ参加していただき、市の事業について、進捗管理や事業実施方法について御意見をいただきながら実施することが出来ました。 また、認知症施策や在宅医療・介護連携推進事業などの事業については、各団体にご協力いただき事業の実施に係る協議を行い、ケアパスや資源リストの作成など実施することが出来ました。 その他、講演会や各種会議等における研修の講師などについてご協力いただくなど、医療と介護の連携や、介護人材の資質の向上を図ることが出来ました。